

商品概要説明書－財形年金定期預金－

2025 年 1 月 6 日現在

項目	内 容												
1. 商 品 名	財形年金定期預金												
2. ご 利 用 者	事業主が導入した財形制度に加入した当該事業主の従業員(勤労者)で、加入時の年齢が満 55 歳未満であること。全取扱機関を通じて 1 人 1 契約となります。												
3. 積 立 方 法	事業者が給与または賞与から天引のうえ、従業員(勤労者)に代わって積立します。												
4. 積 立 金 額	毎月 1 円以上												
5. 積 立 期 間	5 年以上 毎年 1 回以上一定の時期に積立が必要ですが、2 年未満(海外勤務は 7 年)に限り、中断可												
6. 積 立 の 運 用 定 期	期日指定定期預金												
7. 適 用 利 率	預入(継続)日に店頭に表示する財形年金預金専用金利を適用します。												
8. 利 息 の 取 扱	1 年を 365 日として日割計算(1 年複利)します(付利単位 1 円)。 ※いずれも元金継続時に元加します。												
9. 支 払 方 法	満 60 歳以降ご希望のときから、5 年以上 20 年以内の間で、定期的に(3 カ月毎、年 4 回)に年金をお受取りいただけます。(受取回数は 21 回～80 回) 積立終了から年金の支払開始日まで 6 カ月以上 5 年以内の据置期間の設定が必要です。												
10. 手 数 料	預入および払戻の手数料は不要です。 ただし、年金のお受取口座が他行(りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行を除く)の場合は、1 回につき 165 円(税込)の手数料がかかります。(年金額から手数料を差し引いた金額を振込します)												
11. 中途解約時の取扱い	●財形年金定期預金は、原則お預入れの定期預金ごとの満期日までは解約できません。 ●各満期日以前に解約される場合、お預入れ時の約定利率を下回る「期限前解約利率」により、お預入れ日からご解約日前日までの日数について利息を計算し、元金とともにお支払します。 【期限前解約利率】 <table><tr><td>6 カ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6 カ月以上 1 年未満</td><td>約定利率 (2 年以上利率) × 40%</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 カ月未満</td><td>約定利率 (2 年以上利率) × 50%</td></tr><tr><td>1 年 6 カ月以上 2 年未満</td><td>約定利率 (2 年以上利率) × 60%</td></tr><tr><td>2 年以上 2 年 6 カ月未満</td><td>約定利率 (2 年以上利率) × 70%</td></tr><tr><td>2 年 6 カ月以上 3 年未満</td><td>約定利率 (2 年以上利率) × 90%</td></tr></table>	6 カ月未満	解約日の普通預金利率	6 カ月以上 1 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 40%	1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率 (2 年以上利率) × 50%	1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 60%	2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率 (2 年以上利率) × 70%	2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 90%
6 カ月未満	解約日の普通預金利率												
6 カ月以上 1 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 40%												
1 年以上 1 年 6 カ月未満	約定利率 (2 年以上利率) × 50%												
1 年 6 カ月以上 2 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 60%												
2 年以上 2 年 6 カ月未満	約定利率 (2 年以上利率) × 70%												
2 年 6 カ月以上 3 年未満	約定利率 (2 年以上利率) × 90%												
12. 当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772												
13. そ の 他 ご 留 意 い た だ く 事 項	●財形年金定期預金は、預金保険制度の対象となります。 ●財形年金貯蓄の非課税制度を適用でき、財形住宅貯蓄と合算して 550 万円まで非課税になります。 ●年金以外の要件でお引出しされた場合は要件違反となり、お引出日から 5 年間のさかのぼって、その間に生じた利息全額の 20.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)が源泉徴収されます。 ●ただし、年金受取り開始後 5 年後の応当日以後であれば、払出し日以後の利息の 20.315%(所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)が課税されるのみで、5 年間のさかのぼって源泉徴収はされません。												

	●利息の組入れ、積立金のお預入れ等により財形年金の残高が非課税限度額を超過した場合は、以後利息の 20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) が源泉徴収されます。ただし、据置期間中の予期せぬ金利上昇により、財形年金の残高が非課税限度額を超えた場合は、その時点で発生する利息全額を非課税扱いでお引出しすることができます。 ●追徴税のお支払いが、その法定納期限(遡及開始日の属する月の翌月 10 日)の翌日以降の日となるときは、延滞税、不納付加算税が徴収されますのでご注意ください。 ●本商品は、2024 年 10 月 1 日より、新規取扱を中止しております。 ●この預金は、「財形年金預金規定」によりお取扱いします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
--	---